

# 首都圏における神戸ブランドの発信業務 仕様書

## 1. 業務目的

「衣・食・住・遊」に関わる生活文化産業全体としてのファッション産業は、「神戸ブランド」として、神戸の都市イメージを形成する要素となっている。「神戸ブランド」のさらなる発展のためには、特に影響力が大きいとともに、最大消費地である首都圏における発信強化が必要である。

一方、「神戸・灘の酒」については、課税出荷数量で全国の約 1/4 を占める全国最大の清酒生産地「灘五郷」で生産され、「灘五郷」が地理的表示 (GI) に認定されるなど、神戸ブランドを代表する地場産品となっている。

そこで、神戸ブランドを牽引する「神戸・灘の酒」を核とした神戸を体感できる機会を首都圏で創出することで、「神戸ブランド」のプレゼンス向上を図るとともに、神戸への興味を深めてもらい、製品の需要の拡大並びに神戸への誘客促進へ繋げるため、「首都圏における神戸ブランドの発信業務」の運営事業者の募集を行う。

## 2. 業務内容

「灘の酒」を核とした神戸ブランドのプロモーション及び首都圏の商業施設等と連携したフェアの企画・運営を行うこと。事業全体を通じて「関心の誘引(情報発信)」→「首都圏での体感」→「神戸への誘客/首都圏での需要拡大」という一連の流れを構築し、一過性のイベントではなく、首都圏での「灘の酒」のブランド力向上につながるよう工夫すること。また、情報発信にあたっては、新たな関心・需要の掘り起こしに向けて、若年層や女性層に訴求を図ること。

### (1) 「灘の酒」への関心の誘引につながる首都圏向けの効果的な情報発信

- ・首都圏において、独自媒体等を活用し、若年層、女性層をターゲットとした効果的な発信を行うこと。
- ・実施するイベント・フェアに誘客できるよう、首都圏で広く配布されている広報媒体に最低1回は情報を掲載すること。
- ・発信内容は、1(2)に掲げるイベント・フェア情報だけではなく、「神戸・灘の酒」を核とした神戸ブランドの発信とすること。

### (2) 首都圏の商業施設等と連携したフェア・イベントの企画・運営

- ・イベント・フェアについては「神戸・灘の酒」を核としたものとし、首都圏の情報感度の高いユーザーに人気があると思われる商業施設等において、「灘の酒」や「神戸の農水産物」をつかった特別メニューの提供を1週間以上行うこと。
- ・提供するメニュー等については、事前に市や酒蔵等の関係者と協議の上、決定すること。
- ・フェア・イベントの実施にあたっては、実施前だけでなく実施期間を通じて SNS 等を活用するなど、効果的な発信を行うこと。
- ・フェア・イベントでは、展示物や PR ツールを制作し店内に設置するなどの会場装飾を行い、観光情報を含めた神戸の魅力を効果的に発信すること。

- ・連携する商業施設等については、東京都発行の「感染防止徹底宣言ステッカー」取得店舗であるなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止を実施した店舗であることを確認すること。

### (3) 神戸への誘客創出、首都圏における需要拡大のための企画の実施

- ・神戸への誘客創出又は首都圏における需要拡大のための企画を実施すること。
- ・企画の実施については、イベント・フェア内での実施には限定しないものとする。

### (4) 効果検証及び事業報告書の作成・提出

- ・事業の実施にあたり、合理的・効果的な方法により、事業全体の事業効果を検証すること。
- ・事業終了後、実施事業及び総括を記載した事業報告書を作成し、提出すること。

### (5) その他

- ・事務局体制を確保し、事業実施にあたって本市及び関係者との調整を行うこと。  
委託期間中、本市の職員及び関係者と定期的な打合せを行うこと。
- ・事務局には業務遂行責任者を置き、責任者及びスタッフの体制を明らかにし、関係者と綿密な連携を行うこと。

## 4 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

## 5 委託契約金額の上限

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 業務の履行にあたっての留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進行するため、本市と十分協議し、その指示及び監督を受けること。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度市と協議を行うものとする。疑義が生じた場合も同様とする。
- (2) 受託者は、業務上知りえた情報や資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底すること。業務終了後も同様とする。
- (3) 業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等）の著作権、所有権については、神戸市に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めがない事項については、本市と受託事業者で適宜協議を行い、その決定に従うものとする。
- (5) 受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。